

清須市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242号第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果について次のとおり公表する。

令和7年9月26日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 天 野 武 藏

住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の受付

1 請求人

(省略)

2 請求書の提出日

令和7年7月28日（同月31日受付）

3 請求の内容

(1) 不法占拠されている行為の経緯

- ① 令和4年6月20日に市民から「市有地に野菜を植えている人がいる。」と通報があった。市職員が現地確認を行い、不法耕作者に対して、当該市有地は道路用地であることを伝え、注意をした。

同年8月3日に、同市民から市役所に、状況が変わっていない旨の通報があった。市職員は不法耕作者に「歩道に出ないようにしてください。」と伝えた。

- ② 令和5年9月22日に、請求人から清須市へメールを送付。「令和5年に入ってから不法使用は変わらず、野菜のほか果樹、花木や観葉植物が植えられ、道路フェンスに絡みつき、フェンスからはみ出すなど、歩行者や自転車の通行に危険な状況となっている。」

市からの回答は、「使用者に対して、撤去するよう指導を行っております。」であった。

- ③ 令和6年4月3日に、請求人から清須市へメールを送付。「不法耕作がさらに増えている。いつまで放置するのか。撤去指示は何回したのか。」

市からの回答は、「指示の回数は記録していない。現在、市有地売却の手続きを進めています。売却されるまでは、菜園を広げることがないように話しています。」であった。

- ④ 令和6年12月20日に、請求人から清須市へメールを送付。「違法な樹木等をなぜ放置し続けているのか。防災倉庫が設置されている、災害時に重要な土地を、なぜ売却するのか。」

市からの回答は、「昨年9月ごろから、植栽者の方へ樹木等の植栽をしないよう、お話をしています。」であった。

- ⑤ 令和7年1月22日に、請求人から清須市へメールを送付。「オリーブの木が車の視界を遮り、交通安全上不適切である。バラのトゲやイチジクの枝が、歩行者の目を突く可能性があり、藤の枝がフェンスや街頭

にまわりつき、道路管理上の問題である。防災倉庫前の空き地の下には地中埋設物や土木構造物などがあり、防災作業スペースも必要であることを考えると、簡単に売却できる土地ではない。」

市からの回答は、「植栽などについては、今後も指導を継続します。市として必要な用地以外は、現地状況を検討して、売却可能か否か判断します。」であった。

- ⑥ 令和7年5月28日に、請求人から清須市へメールを送付。「これまでの質問のまとめと、清須市の現状認識と今後の対応について。」

(2) 市有地での不法行為が違法・不当・財産管理を怠る行為の実態状況

① 「清須市財産管理規則」に対する違反行為と、管理者の怠慢行為

ア 違反行為

使用を許可していない市有地に植栽をしている行為が、清須市財産管理規則に違反している。

イ 管理者の怠慢行為

- ・ 令和4年6、8月 成果物が歩道へ出ないように注意したのみであり、この時点で撤去するよう指導するべきであった。
- ・ 令和5年9月 植栽が増える一方で、継続指導がされている形跡がない。
- ・ 令和6年4月 指導回数を記録していない。用地の売却を予定しているのであれば、現状復帰が先決ではないか。あたかも不法耕作者に売却するかのような「それまでは菜園を広げないでください。」という不適切発言。用地確定測量を実施する前に、売却できる用地の範囲の検討が不十分なまま実施していることが、財務会計上の財産処分に係わる不適切行為である。
- ・ 令和7年1月 樹木の植栽をしないように話をしていると言うが、約3年も経過している中で、指導の怠慢としか言いようがない。売却範囲の再検討をしているようであるが、用地確定測量を発注する前にすべきことで、財務会計上の財産処分に係わる不適切行為である。

当該市有地には防災倉庫が設置され、災害時の対策拠点として重要な位置づけを担っていると思われる。災害時の作業場所等の配置計画を検討しないまま売却を進めてきたことは、無計画な業務の進め方に対する怠慢行為である。

- ・ 令和7年7月 市有地に駐車場があったことは市が承知しているはずであり、不法占用行為を見逃し、指導をしていないとすれば、管理者の怠慢行為である。

② 「道路法」に対する管理者の怠慢行為

- ・ 市道に設置されている転落防止フェンスは道路付属物であり、常に良好な状態に保つには、つる枝の巻き付き撤去や、フェンスの点検のための空間を設ける必要がある。しかし現状は、つる枝がフェンスを柵代わりに不法使用され、管理者はそれを放置している。

また、フェンス際に植樹された植生の枝が歩道側に伸び、歩行者や自転車の通行をおびやかしている。これらを放置しているのは、市の怠慢行為である。

③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に対する管理者の怠慢行為

- ・ 鉢植えの花樹を当該市有地に移植した際に不要となった鉢を、砕いて当該市有地に投棄、不法樹木の剪定枝や抜根した枯れ草、腐葉土など、繰り返し市に情報提供をしてきたが、なんら指導をしていない現況については、管理者としての怠慢行為である。

④ 財産の管理を怠らないよう、管理者として法的手段実効行為の認識不足による、管理者の怠慢行為

- ・ 「清須市財産管理規則」に従えば、不法占用者の排除ができないはずがない。
- ・ 地域防災計画を策定しただけで、具体的計画がされていないことを公然と回答されることは、市の怠慢行為である。不法占用の排除ができるような条例を策定しないことは、市の怠慢行為である。

⑤ 不法占用の撤去を怠ったことにより、フェンスの外観確認ができない状況や、歩行者への障害が発生し、車、自転車、歩行者にとって、危険な交差点と化している。

不法占用による構造物の損傷や、通行者に負傷損害、見通障害が一要因で交通事故と認定された場合、市の管理瑕疵による損害賠償責任を問われ、不必要な財産負担を負うことになる。

(3) 市長に求める措置

- ① 市有地内において不法使用している者に対して、不法樹木等の植栽を撤去、違法駐車を止めさせ原形復旧を速やかに行うよう指示し施行確認すること。
- ② 市有地内へ不法廃棄した者に対して、投棄した廃棄物の持ち出し処分を速やかに行うよう指示し施行確認すること。
- ③ 市有地の売却検討については白紙撤回し、災害時における「防災倉庫」周辺での災害救援活動の行動計画、配置計画の策定を行うこと。

(4) 事実証明書

- 資料 1 清須市春日立作地先 市有地での不法植栽や使用に関する
清須市役所とのやり取り
- 資料 2 清須市春日立作地先での市有地の不法使用、違法行為状況
- 資料 3 「行政文書開示請求」と「行政開示決定」一覧表
- 資料 4 清須市財産管理規則（抜粋）
- 資料 5 市有地を不法使用し撤去したときの法令 市財産管理規定
- 資料 6 道路の転落防止フェンス隣接民家のつる枝が巻き付いた場
合の道路法の適用
- 資料 7 防護柵の設置基準 国土交通省 通知（抜粋）
- 資料 8 一般廃棄物 不法投棄の適用法令
- 資料 9 清須市地域防災計画（抜粋）
- 資料 10 民法 I 司法試験講座ノート 水防倉庫周辺での活動
- 資料 11 清須市春日立作地先「地震」「浸水」危険度マップと「防災
倉庫」
- 資料 12 法定外公共物の管理に関する条例
平成 17 年 1 月 15 日 条例第 184 条（熊本県山鹿市）

「行政文書開示等決定通知書」写し

- 開示資料 1 「行政文書部分開示等決定通知書」
7 清須土第 435 号 令和 7 年 6 月 13 日
- 開示資料 2 「行政文書部分開示等決定通知書」
7 清須土第 545 号 令和 7 年 7 月 1 日
- 開示資料 3 「行政文書開示等決定通知書」
7 清須土第 546-1 号 令和 7 年 7 月 1 日
- 開示資料 4 「行政文書開示等決定通知書」
7 清須土第 546-2 号 令和 7 年 7 月 1 日

第 2 請求の受理

令和 7 年 8 月 13 日、監査委員により、本件請求の内容が地方自治法第 242 条第 1 項の規定にある「財務会計上の行為」に該当するかについて検討がなされた。

その結果、第 1 の 3 の(3)にある「求める措置」①及び②については、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」、③は「違法若しくは不当な財産の処分」があると判断されたことから、法的要件を具備していると認め、本件請求を受理すると決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象部局

建設部土木課(求める措置①～③)、危機管理部危機管理課(求める措置③)

2 事実関係の確認

(1) 本件市有地について

本件市有地は、国道22号線の下を通行する「一般国道22号 下・野田横断地下道」を施工するため、平成13年に当時の春日町が尾張土地開発公社を介して買収した土地で、平成17年に完成した際の残地であり、平成23年に清須市が買い戻して市有地となっている。

(2) 現地調査（令和7年8月26日（火） 監査委員2名、事務局2名）

① 地下道東側市有地における樹木等の植栽、地下道西側市有地における駐車車両を確認した。

② 本件市有地内の防災倉庫周辺に投棄された廃棄物（肥料の空き袋や剪定枝等）を確認した。

(3) 事実証明書（第1の3の(4)）の確認

資料 1 開示決定通知書や写真などにより、本件市有地における植栽の状況や、請求人への市の対応状況を確認した。

資料 2 写真や位置図などにより、本件市有地における植栽の状況や廃棄状況を確認した。

資料 3 開示文書を一覧で確認した。

資料 4 市による財産管理の対応は、当該規則に反すると考えられる。

資料 5 不法占有者に対する清須市の対応が、地方自治法などにより、適切でないことが考えられる。

資料 6 フェンスにつる枝が巻き付いた場合など、清須市の対応が、道路法などにより、適切でないことが考えられる。

資料 7 清須市の防護柵に係る維持管理が、適切でないことが考えられる。

資料 8 本件市有地に廃棄物が不法投棄されたことは、廃棄物処理法に反することが考えられる。

資料 9 本件防災倉庫が、防災備蓄倉庫に位置付けられていることが確認できた。

資料 10 防災倉庫周辺の一般的な取り扱いを確認することができた。

資料 11 本件防災倉庫の位置が、浸水の影響を受けやすい場所にあることが確認できた。

資料 12 他団体の条例により、法定外公共物の取扱例が確認できた。

3 請求人の陳述

請求人から、陳述を行わず書類のみによる審査の申し出があったため、実施しないこととした。

4 関係執行機関の陳述

令和7年8月28日、市長から提出された意見書に沿って、建設部土木課及び危機管理部危機管理課の職員が陳述を行なった。監査委員が聴取した内容は次のとおりである。

(1) 不法樹木等の撤去及び原形復旧について

過去に、樹木等の植栽をしている原因者に対して、撤去の指導をした事実が確認できないことから、今後はまず樹木等を撤去するよう指導をする予定である。とりわけ、フェンスに絡みついた弦等や、見通障害を引き起こすとの指摘があった樹木等については、早急に指導を行う。

また、事実証明書（資料2）に記載の「不法使用②」に係る市有地への無断駐車について、土木課は認識をしていないので、まずは事実確認をした上で、車両を撤去するよう指導を行う予定である。

(2) 不法廃棄物の撤去について

事実証明書（資料2）に記載の「防災倉庫」裏に不法投棄されている廃棄物については、適宜指導を行っているところではあるが、持ち出し処分を行うよう、引き続き指導していく。

(3) 市有地の売却及び災害救援の計画策定について

事実証明書（資料2）の中で、「不法使用①」については、市が売却することを検討していたが、測量を実施し、道路構造物に必要な範囲を除いた売却可能範囲を購入希望者に示したところ、その範囲であれば購入はしないとの返答を得たため、売却はしないこととなった。

また、同資料の「不法使用①」に記載のある防災倉庫には、道路冠水時の通行止めなど水防活動を主目的としたA型バリケードなどの資機材は収納されているが、備蓄食糧やパーテーションなど、避難生活に必要な物資は収納されておらず、指定避難所に隣接する防災倉庫とは一線を画すものである。従って、災害救援活動の行動計画や配置計画の策定は、必要がないと考える。

第4 監査委員の判断

提出された関係書類の確認、監査対象部局の陳述聴取などに基づき、本件請求について次のとおり判断する。

- 1 開示された文書による、令和4年6月21日の現地確認による初期対応で、「本件市有地を使用する分には、道路にはみ出る部分は適正に管理し、苦情が出ないように。」などと発言したことは、口頭で市有地の使用を認めたように、誤解を招いた可能性がある。

また、建設部土木課と請求人によるメールのやりとりを除き、土木課による植樹等の原因者への対応記録が残されておらず、詳細な経緯が把握できない。このような初歩的な事務が欠落しているのは大きな問題であると考えられ、早急に改善されることが望まれる。

さらに、一刻も早く植栽等の撤去を指導しなければならない状況であったにも拘わらず、土木課に対する陳述聴取の中で、「過去に撤去の指導を行ったことはない」と認識している。」という発言があった。

これらの件を鑑みるに、本件市有地に植えられた樹木等に対するこれまでの市の対応について、本件請求書に記載のある通り、適切ではなかったと考えざるを得ない。

- 2 本件市有地への違法駐車については、本件請求書に記載のある通り、市有地の売却に先立ち測量業務を実施し、境界立会いをした際、駐車車両を認識できたことは明白で、その後、何の措置も取らず現在に至っているという状況は、市有財産の適切な管理を怠っていると考えざるを得ない。

- 3 本件廃棄物は市有地に投棄されたもので、請求人から再三にわたる求めがあったにも拘わらず、未だに撤去の措置がなされていない状況は、市有財産の適切な管理を怠っていると考えざるを得ない。

- 4 市有地の売却については、市の意見書や陳述聴取から、相手方が購入を断ったことにより、売却をしないことになったと確認することができた。

- 5 本件防災倉庫は、清須市地域防災計画の中で、防災備蓄倉庫一覧に掲載されている。42か所の倉庫のうち大半は避難所付近に設置され、備蓄食糧やパーテーションなどの避難用備蓄品が配備されており、避難所運営マニュアルによって、その運用が規定されている。

一方で、本件防災倉庫については、市の意見書や関係課の陳述により、それら大半の倉庫とは異なり、水防活動を主目的とした資機材が収納されているに過ぎないことが確認され、各種計画の策定は必要がないと理解できる。

第5 監査の結果

1 請求人の求める措置①

本件市有地に植えられた樹木等や、駐車された車両について適切な対応がなされておらず、清須市が違法に財産の管理を怠るものであると判断し、その請求に理由があると認めたので、次のとおり勧告する。

2 請求人の求める措置②

本件市有地の廃棄物について、適切な対応がなされておらず、清須市が違法に財産の管理を怠るものであると判断し、その請求に理由があると認めたので、次のとおり勧告する。

3 請求人の求める措置③

清須市は、本件市有地の売却をしないことが確認されたことから、売却検討に係る白紙撤回の求めには理由がないと判断し、その請求を棄却する。

また、本件防災倉庫は、災害救護活動に係る計画を策定する必要がないと判断したことから、計画策定の求めには理由がないとし、その請求を棄却する。

勧 告

- 1 市長は、本件請求に係る市有地に植えられた樹木等を撤去し、原形復旧するための措置を60日以内に講じられたい。
- 2 市長は、本件請求に係る市有地に駐車する車両を撤去し、原形復旧するための措置を30日以内に講じられたい。
- 3 市長は、本件請求に係る市有地に投棄された廃棄物を処分し、原形復旧するための措置を30日以内に講じられたい。